

の視点から、学内での工夫、大学間連携、地域社会及び産学連携の中で取り組むべき課題を情報化戦略を含めて考察する。

説明：井端正臣 事務局長（私立大学情報教育協会）

【紹介】「教育改革に求められる大学ガバナンスの考察」

教育改革の実現には、教職員の意識改革からはじまり改革意欲を喚起する政策・仕組み、教育政策への積極参加・点検評価など基本問題が山積している。それには大学ガバナンスとしての機能アップが不可欠であり、取り組むべき課題を考察する。

説明：小西靖洋氏（関西大学常務理事）

【関連情報提供】

「本協会による分野別『学士力』の提言」

「情報関係補助金の活用戦略」

「情報環境の点検・評価に基づく改善の課題（情報環境改善白書）」

「情報セキュリティの点検・評価」

「20年度大学・短期大学における情報投資の実態」など

説明：本協会事務局

参加状況は、101大学、1短期大学から155名の参加と昨年度より23名少ない参加であった。参加者からは、ITを含めた教育戦略について大学での取り組みを改めて見直すことができたとの反応が得られた。

### 7-3 研究会等のビデオ・オンデマンド配信

大学教員のファカルティ・ディベロップメントの研究資料として、教育改善のための教育方法及び教材開発、教育・学習支援の情報通信技術活用などの講演、事例紹介の情報を著作権処理済みのもののみデジタルアーカイブして学系分野別に整理し、希望する会員に有料でビデオ・オンデマンド配信している。

コンテンツは19年度185件、20年度161件、21年度168件の514件とした。コンテンツの使用環境は、Producer for PowerPoint2003で作成しているが、PowerPointがインストールされている必要はない。

21年度分の配信分担金は、正会員31,500円から52,500円、賛助会員一律42,000円、21年度と20年度分は正会員34,650円から57,750円、賛助会員一律46,200円、19年度分は無料として、加盟校の教職員、賛助会員を対象に利用人数無制限で配信することにし、参加申し込みは、随時可能でWebから行うことにした。

### 7-4 公益社団法人移行準備への対応

公益社団法人移行に向けて定款案の変更の案を策定すべく、公益認定委員会の助言を得て、4月25日の147回理事会、5月23日の146回理事会の審議を経て、さらに5月29日の147回理事会で最終的に理事会での変更案を議決し、同日の52回臨時総会にて議決した。また、「新法人移行準備委員会」を12月に開催し、内部統制システムを構築する手順として、「内部統制問題検討小委員会」の設置を153回理事会（2月20日）に提案した。なお、定款案の変更案及び内部統制問題検討小委員会への提案を以下に掲載する。

## 公益社団法人私立大学情報教育協会の定款の変更の案

平成21年5月29日

第52回臨時総会

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人私立大学情報教育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区九段北4丁目1番14号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国の私立の大学、短期大学（以下「私立大学」という。）の連携及び教育研究機関、社会との協力によって、情報通信技術活用による大学教育の改善促進、情報活用能力を育成する大学情報教育の改善充実、大学情報環境の整備促進、大学教育支援の振興・推進に関する事業を行い、私立大学における教育研究の質的向上及び人材育成の充実を図り、もって我が国の大学及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 私立大学における情報通信技術活用による教育改善の調査及び研究、公表・促進
- (2) 私立大学における情報教育の改善充実に関する調査及び研究、公表・促進
- (3) 私立大学における情報環境の整備促進に関する調査及び研究、公表・推進
- (4) 大学連携、産学連携による教育支援の振興及び推進
- (5) 大学教職員の職能開発及び大学教員の表彰
- (6) この法人の事業に対する理解の普及
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した私立の大学、短期大学を設置する学校法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人または団体
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、総会の議決をもって推薦された者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 賛助会員及び名誉会員は、理事会が別に定めるところにより、総会の傍聴又は諸事業に参加することができる。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により会長に申し込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

2 入会を承認された者は、入会金及び当該年度の会費を納入した日から会員となる。

(代表者の届出)

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人に対し代表者1名を定め、この法人に届け出なければならない。

2 前項の規定は、正会員及び賛助会員が代表者を変更する場合にもこれを適用する。

(経費の負担)

第8条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

3 会費の納入は年1回とし、毎年度5月末日までに納入しなければならない。

4 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 正会員及び賛助会員は、一会計年度の途中において退会したときも、当該年度のこの法人の費用を分担しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 1年以上会費を滞納したとき。

(2) 正会員全員の同意があったとき。

(3) 死亡し、又は会員である法人または団体が解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、11月及び翌年3月並びに必要な場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集の請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、正会員現在数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員現在数の半数以上であって、正会員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 損害賠償責任の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部譲渡
- (6) 解散
- (7) 不可欠特定財産の処分
- (8) 合併等
- (9) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上22名以内

(2) 監事 2名又は3名

- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、4名又は5名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 副会長及び常務理事は、理事の中から会長が候補者とした者について、理事会の決議によって選定する。
  - 4 第22条第1号の理事定足数が15名以下になったとき、又は会長が会員代表者でなくなったときは、第23条第1項から第3項に準じて理事の補欠選任を行う。

(役員構成の制限)

- 第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
    - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
    - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第29条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。
- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第30条 理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(役員等の損害賠償責任の免除)

- 第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第32条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに常務理事の選定及び解職
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項の規定に関する事項の決定
- (5) 顧問及び相談役の選任又は解任
- (6) 顧問及び相談役の報酬の額

(招集)

- 第34条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(顧問及び相談役)

第37条 この法人に、任意の機関として、顧問及び相談役を1名以上4名以内置く。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) この法人の運営に関する重要事項について会長の相談に応じること、又は理事会からの要請に基づき意見を述べること。

(2) 会長が特に必要と認めた会議に出席し、議長の要請に基づき発言できるものとする。

3 相談役は、次の職務を行う。

(1) この法人の事業遂行に関する重要事項について理事会からの要請に基づき意見を述べること、又は事務局の業務全般について相談に応じること。

(2) 会長が特に必要と認めた会議に出席し、議長の要請に基づき発言できるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項第3号から第6号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、類似の事業を目的とする他の公益社団法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第47条 この法人に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会で定める。

第11章 雑則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（4項、5項において「設立登記の日」とする。）から施行する。

2 この法人の最初の会長は向殿政男、会計監査人は森 耕平とする。



- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 一般法人法第106条に定める特例民法法人の社団法人私立大学情報教育協会の正会員である学校法人は、この法人の設立登記の日から、この法人の正会員となる。
- 5 一般法人法第106条に定める特例民法法人の社団法人私立大学情報教育協会の賛助会員、名誉会員は、この法人の設立登記の日から、この法人の賛助会員、名誉会員となる。

## 内部統制問題検討小委員会設置について

### 1. 設置理由

新法人移行に伴い、法令に基づいて従来以上に強力なガバナンスを確保し、自主的に運営する必要があるため、当協会の運営の在り方を見直し、事業遂行の効率性、財務の透明性・適正性を確保するため、内部統制の仕組みを構築する。

### 2. 検討事項

- ① 内部統制で取り扱う範囲の設定
  - ※事業の合理的遂行の徹底を図るための取り組み
  - ※経理処理、財産管理の透明性、適正性確保のための体制
- ② 内部統制に必要な内規の整備
  - ※事業の進捗状況等を点検・確認する常務理事会の運営内規
  - ※発注・支払いに伴う手続き及び水準の基準
  - ※事業成果及び議事録のWebサイト掲載の基準
- ③ 内規に基づく統制環境の構築
  - ※職務分掌にもとづく業務遂行の自己点検と業務報告のシステム化
  - ※業務遂行状況の周知と業務改善のシステム化
  - ※会長、財務担当理事による支払稟議点検の徹底
  - ※会長、財務担当理事と事業担当理事による特定事業の支出点検のシステム化
  - ※理事会と監事の意見交流のシステム化
  - ※発注から納品までの手続きのシステム化
  - ※支払稟議書の相互監視システムの徹底
  - ※外部会計監査人による会計監査、公益会計基準を遵守するための会計情報システムの再構築

### 3. 検討組織

- ① 内部統制を検討する組織として、「内部統制検討委員会」を設置する。
- ② 内部統制検討委員会の構成は、会長、財務担当理事、会計専門家を委員とし、これに事務局長、主幹2名による5名で構成する。
- ③ 任務は、内部統制に関する問題の検討を行うとともに、常務理事会、理事会へ提案する。
- ④ 設置期間は、期限を設けず常設する。
- ⑤ 委員会の開催は、平日、土、日、祝日を含め開催する。なお、平日の開催は、午後6時以降とする。
- ⑥ 委員には、実費の交通費、報酬を支払う。報酬は、新法人移行準備委員会の支払い基準を適用する。